

松田町国民健康保険人間ドック補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の疾病予防及び健康の保持増進を図るため、人間ドックを受診した被保険者に対して、松田町国民健康保険人間ドック補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「人間ドック」とは、疾病予防及び健康の保持増進を図る目的として日帰り又は短期入院により行う全身の総合的な健康診断で、別表に定める検査項目をすべて含むものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 松田町国民健康保険の被保険者であり、受診日において満40歳以上であること。
- (2) 受診日において、松田町国民健康保険に継続して1年以上加入している者であること。
- (3) 属する世帯の国民健康保険税について、受診日の直近の納期まで完納していること。
- (4) 人間ドックを受診する同一年度内において、松田町が実施する特定健康診査及びこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。

(交付回数)

第4条 補助金の交付を受けることができる回数は、被保険者1人につき同一年度内に1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、2万円とする。ただし、人間ドックの受診のために要した額が2万円に満たない場合は、その要した額とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、受診日の概ね10日前までに国民健康保険人間ドック補助金交付申請書（第1号様式）を提

出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、その適否を決定し、その旨を申請者に通知（第2号様式）するものとする。

3 前項により補助金の交付を受けることができることとなった申請者は、受診後、国民健康保険人間ドック補助金実績報告書（第3号様式）に次のものを添付して報告しなければならない。

（1） 人間ドック受診に係る領収書の写し

（2） 人間ドック受診結果の写し

4 申請者は、前項に定める報告後、国民健康保険人間ドック補助金交付請求書（第4号様式）により補助金を請求するものとする。

（制限事項）

第7条 この補助金の交付を受けた者は、同一年度内に松田町が実施する特定健康診査を受けることができない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和8年7月14日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	検 査 項 目
1	身体計測
2	生理検査
3	肝機能検査
4	血中脂質検査
5	糖代謝系検査
6	腎機能検査
7	尿酸検査
8	血液一般検査
9	尿検査
10	便潜血検査
11	胸部X線検査
12	上部消化管X線検査又は上部消化管内視鏡検査
13	腹部超音波検査
14	問診
15	診察